



ロール製品パッケージ事件

特許取消決定取消請求事件

[令和2年6月29日判決（知財高裁） 令和元年（行ケ）第10142号](#)

キーワード：サポート要件／数値限定

担当 弁理士 植木 雅明

1. 事案の概要

原告の本件特許に対する特許異議の申立てを受け、原告は訂正請求をした。特許庁は、本件訂正請求を認めた上で、請求項1～5に係る特許を取り消し、請求項6及び請求項7に係る特許についての特許異議の申立てを却下する旨の決定をしたため、原告は、審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

請求棄却（異議決定維持）

3. 本件特許

発明の名称：ロール製品パッケージ

登録番号：特許第6313029号

出願日：平成25年11月27日

登録日：平成30年3月30日

4. 本件発明

【請求項1】（下線部は訂正事項）

ポリエチレンからなり、密度が0.86～0.91g/cm³、坪量が25.5～40.5g/m²、厚さが29～47μmのフィルムからなる包装袋に、衛生薄葉紙のシートを巻いたロール製品を縦に2段で4個、キャラメル包装又はガゼット包装にて収納してなるロール製品パッケージであって、

前記ロール製品パッケージは、前記ロール製品が前記包装袋に接するよう前記ロール製品の配置された寸法と略同一寸法で、

前記ロール製品が2plyの場合、巻長が65～95m、コアを除く1ロールの質量が200～350g、巻き硬さが1.2～2.3mmであり、前記ロール製品が1plyの場合、巻長が125～185m、コアを除く1ロールの質量が250～430g、巻き硬さが0.7～1.8mmであり、

前記ロール製品が2plyの場合、（前記巻き硬さ（mm）／前記フィルムの坪量（g／

m²) が 0.037～0.071 (mm / (g / m²)) であり、前記ロール製品が 1 p 1 y の場合、(前記巻き硬さ (mm) / 前記フィルムの坪量 (g / m²)) が 0.021～0.055 (mm / (g / m²)) である
ロール製品パッケージ。

5. 争点

「本件明細書からは、本件発明 1 が持ち運ぶ際に破れにくいという課題を解決できることは認識できない。したがって、本件発明 1 は、発明の詳細な説明に記載した範囲のものではない。」とするサポート要件違反の判断に誤りがあるか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断 (下線は筆者)

(1) サポート要件違反の判断について

特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきである。

(2) 本件発明の課題、その解決手段及び効果等

「フィルムが破れにくい」という課題を、フィルム及びロール製品を本件発明の数値限定の範囲のものですることによって解決したことは、本件発明にとって欠かすことができないものであり、これについて発明の詳細な説明の記載及び技術常識により当業者が解決することできると認識できる範囲のもので認められないときは、サポート要件に反するということができる。

(3) 本件明細書における官能評価の内容及び同官能評価と本件発明の課題との関係

本件明細書には、【図 2】のロール製品パッケージ (以下「本件ロール製品パッケージ」という。) を使用して、(…中略…) モニター 20 人による官能評価 (段落【0030】。以下「本件官能評価」という。) を (…中略…) 行った旨の記載があるところ、本件発明の前記イ(イ)の課題のうち、「フィルムが破れにくい」は、本件官能評価の「フィルムの強さ」によって (…中略…) 評価されるものと認められる。

(4) 本件官能評価における「フィルムの強さ」の評価方法

本件官能評価は、本件ロール製品パッケージを使用して行われたものであるところ、本件ロール製品パッケージは、ロール製品をキャラメル包装で収納したもの (このようなロール製品パッケージを、以下「キャラメル包装パッケージ」という。) で、持手部の両端部が包装袋の対向する側面に接合されているものと認められ (段落【0024】、【図 2】)、このような持手部のあるロール製品パッケージを用いて運搬時の包装袋のフィルムの破れ

の有無や程度を評価したのであるから、持手部を持って運搬したときの包装袋について、そのフィルムの破れの有無や程度を評価したものというべきであり、本件明細書の記載から、そのように理解することができる。

(5) ガゼット包装によって包装したロール製品パッケージを運搬する場合における「フィルムが破れにくい」の意義及びその場合に本件発明の課題を解決できると認識できるかについて

本件発明がガゼット包装によって包装したロール製品を含むことは、【請求項1】に明示されているところ、(…中略…)、ガゼット包装パッケージの場合のフィルムの破れにくさを評価するに当たっては、持手部の指掛け用の穴の指が引っ掛かる部分の破れにくさについても検討する必要があるというべきである。(…中略…) 本件官能評価の内容については、本件ロール製品パッケージの持手部を持って運搬した際の本件接合部分の破れの有無及び程度を評価したものであることは分かるが、それ以外の条件については明らかではないことからすると、本件ロール製品パッケージの本件接合部分の破れにくさのみを評価した本件官能評価の結果から、ガゼット包装パッケージを運搬した場合に、指掛け用の穴の指を引っ掛ける部分も破れにくいと認められるとはいえないというべきである。

(6) 結論

以上より、本件発明1は、発明の詳細な説明の記載により当業者が本件発明に係るロール製品パッケージを運搬した場合に「フィルムが破れにくい」という本件発明1の課題を解決できると認識できる範囲のものであるということとはできないというべきである。また、本件発明1が、上記課題を解決できるとする技術常識が存在するとも認められないから、本件発明1は、当業者が出願時の技術常識に照らし上記課題を解決できると認識できる範囲のものであるということもできない。

したがって、本件発明1は、サポート要件に適合しないというべきである。

以上